

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

郡山市長 椎根 健雄

市町村名 (市町村コード)	福島県郡山市 (07203)	
地域名 (地域内農業集落名)	湖南地区 (舟津、舘、横沢、浜路、中野、安佐野、御代、中ノ入、余郷新田、畑境、西側、 古町、中町、荒町、東側、馬入新田、両浜、秋山、富永、北町、北中町、南中町、 南山田、南町、東岐)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月25日 (第4回)	

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

湖南地区は、農業者の平均年齢66.58歳と高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

このため、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

また、近年農作物の鳥獣被害が多発し、猪対策で電気柵を設置したものの、大型動物(シカ、クマ、ニホンジカ等)の被害も増加しているため有効な対策を講じていく必要がある。特に、ニホンジカによる被害においては、近年急増している傾向がある。

(赤津) ※農業集落名:秋山,富永,北町,北中町,南中町,南山田,南町,東岐(以下、同様。)

- ・布引高原において夏の冷涼な気象条件を活かした高原野菜(大根等)を維持していく必要がある。
- ・新規品目の導入等により赤津地区の農業の活性化を図る。
- ・鳥獣被害が多発しているため、地域全体での取り組みが必要である。

(福良) ※農業集落名:余郷新田,畑境,西側,古町,中町,荒町,東側,馬入新田,両浜(以下、同様。)

- ・新規品目(子実コーン、大豆、なたね、麦、たまねぎ、薬用作物等)の導入等により、福良地区の農業の活性化を図る。
- ・用水路等の老朽化が他地区より進んでおり、早急な修繕等対応が必要である。
- ・一つの圃場が小さく圃場整備事業を活用したいが、地主等の同意や地域で一丸となって進めていくことが困難である。

(三代) ※農業集落名:御代,中ノ入(以下、同様。)

- ・飲食用に利用していた地下水が枯渇した地区があり、農業用水の確保が急務である。
- ・そばについては、汎用コンバインを導入したが、組合員の高齢化により、今後の運営が困難になる恐れがある。畑地化促進事業を活用したく申請しているが、水田活用交付金対象外となるため、栽培継続に不安がある。
- ・法人化を進めたいが、経営規模拡大することや雇用労力の確保が必要であるほか、年間雇用のために農閑期の仕事をどうするかが課題と考えている。
- ・鳥獣被害が増大している。新たにシカによる被害が発生しているが、対策が難しい。

(月形) ※農業集落名:舟津,館,横沢,浜路(以下、同様。)

- ・鳥獣被害が増大している。特に、シカ、カモシカによる被害が多発しているため対策が必要である。また、地区によってはサルやカラスによる被害も散見されることから、更なる対策も必要となる。
- ・葉タバコ栽培の面積が減少しているが、その農地を地域でソバを作付けするなど、農地の有効利用に努めている。
- ・大豆栽培においては、県と連携した除草対策を実施している。

(中野) ※農業集落名:中野,安佐野(以下、同様。)

- ・担い手不足により、現在の担い手が土地の貸借を頻繁に行うことが増えており、従来の申請手続きが簡素化にできないか検討及び制度の変更を要望したい。
- ・担い手(農業を担う者)へのメリット措置や中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の組織に対する補助の拡充を国等に要望していきたい。

【地域の基礎的データ】

農業者:437人(うち50歳代以下47人) ※農林業センサス2020より

団体経営体(法人・集落営農組織等) 10経営体

主な作物:水稲、そば、露地野菜、施設野菜(夏秋トマト、キュウリ)、高原野菜(大根)、畜産(肉用牛)等

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定新規就農者等地域内の後継者の育成や、機械の共同利用なども積極的に検討していくことや、地域内で法人を設立することで後継者の確保を図るとともに、担い手への農地集約化のため、農業を担う者への農地再分配を進めることができるよう、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

また、地域の所得向上等の観点から、地域の話合いにより、ブランド化を図ることや6次化製品の開発、独自の加工業等の当地区の特色を出す取組みを行うことを積極的に検討する。

気候変動に伴う温暖化対策や鳥獣被害対策についても検討を進めていきたい。特に、鳥獣被害対策としては湖南地区では山林地区が多いため重点的な対応が必要であると考えられ、そういった課題を地域の特色とした方向性に取組めるよう検討する。

水稻については、環境に配慮した栽培に取り組み面積拡大を図るとともに、将来に向けては、特別栽培や有機栽培にも取組み、湖南産ブランドの立ち上げ、付加価値をつけたネット販売など販路の拡大を目指す。

トマトについては、「湖南夏秋とまと生産部会」が中心となり、共同選果場(重量選別機)が導入され、選果・箱詰めへの労力が大きく軽減されており、更なる生産量増加を図るため、引き続き、パイプハウスによる施設栽培を推進していく。

(赤津)

- ・水稻等の基幹作物をはじめ、夏の冷涼な気象条件を活かした布引高原大根栽培の維持や新規品目(加工用ブドウ)の導入等により地域農業の発展を図る。
- ・地域として新規就農者を積極的に受け入れるため、お試し就農等を行うことで受け皿強化を地域で検討していく。
- ・販路拡大として、道の駅や直売所を作り布引大根や醸造用ワイン等を販売していきたい。

(福良)

- ・一時低温倉庫や集荷場等を建設することや作業の機械化等を導入することで、冬などの農閑期にも加工業等が行え、通年を通じた農業収入の安定化を図りたい。また、一時低温倉庫の活用として、高値の時に売買でき収入の増加を見込める工夫を行いたい。
- ・若い担い手が営農しやすくなるよう、基盤整備未実施のエリアを重点的に基盤整備事業の検討を進めると同時に、今年度以降は協議会を中心とした地域の話合いにより、具体的に「地域まるっと中間管理方式」等を検討し、農地所有者等からも同意を得やすくなる環境を整備することも進めていく。

(三代)

- ・水田は現在の担い手が10年後も担っていく。
- ・しいたけの栽培に力を入れていきたい。
- ・今年から若手生産者を中心に露地野菜の導入を計画しており、いずれ規模拡大を目指しているため、その点についても記載したい。品目は検討中だが、今年の作付はネギを考えており、他の品目も試作しながら地域に適したものを選定していきたい。

(月形)

- ・地域の組織・生産組合活動を強化して、ソバ、大豆の規模拡大等により、地域農業を維持・発展させていく。
- ・米価の推移もあるが、水稻の作付についても地域全体で検討していく。
- ・鳥獣被害対策に地域全体で取り組むことで、営農意欲の維持を図る。

(中野)

- ・そばの耕作等については、引き続き、中野生産組合が担っていく。また、組合の法人化を検討する。
- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の組織による活動は、引き続き、地権者等も参加し、地域として農業を守っていく。
- ・地域内でそばによる畑地化を実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,737 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,737 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農業を担う者に農地の集積・集約化をすすめ、団地面積の拡大を進めるとともに、農作業の省力化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の農地所有者が離農するなどの場合には農地中間管理機構等を活用し、機構に貸付を進めていく。 また、農業を担う者が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備未実施の地区は、借り手がなく農地の遊休化が進んでいるため、将来に向けてほ場整備等の取組みを検討していく。多面的機能支払組織も活用し、農道・用排水路等の維持管理等を継続していき、積極的に担い手が効率的な農作業を行っていきける環境を整えていく。また、基盤整備事業を行う前には、地区内土地所有者からの同意を得やすくなるような環境の構築を目指し、話し合いにおいて方法を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を次の世代に引き継げるよう、話し合いの場を定期的に持ち、地区内の新規就農者・後継者・定年帰農者などの担い手等情報の共有を図るほか、集落内農業者だけでは農地の保全是難しいと判断した際には、集落外からの入作者について農業を担う者に加えていき、地域ぐるみで技術などの支援を行うとともに、担い手確保・育成に努める。 また、農業用機械や施設等の導入、更新等の際には補助事業等を活用するとともに、機械の共同利用、農業法人化なども積極的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農業支援サービス事業体等へ委託できる作業で可能なものがあれば順次委託することを検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置に向け行政と連携し検討するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制構築を行うことや点検マップの作成を行い、地区の猟友会の協力のもと、遊休農地の解消に努める。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。特に、近年は、二ホンジカの被害が多発していることから、更なる対策が必要となる。

②(月形)減農薬・減化学肥料栽培の取り組み、かつ、生産量等を確保することにより、環境にやさしい農業及び経費の節減を目指す。

③(三代)スマート農業(営農管理アプリ・ドローン)を導入しており、今後は、水の確保ができ基盤整備が実施された後には、パイプラインの設置と自動水門システムの導入等を推進していきたい。

③(赤津)自動水門等の省力技術の導入を検討する。

⑦既存の中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払制度の組織による活動を継続することにより、農道、用排水路等の維持管理を行い、効率的に農作業が行えるよう地域全体で農地を守っていく。

⑧(福良)一時低温倉庫や集荷場等の建設することや作業の機械化等を導入することで、冬などの農閑期にも加工業等が行え、通年を通した農業収入の安定化を図る。

⑨(福良)耕畜連携(循環型農業)を行うことを地域内で積極的にSDGs等の持続可能な農業の検討を進めていく。